

# 新自由主義社会と登校拒否・ひきこもり問題

—その歴史・理論と解決の道すじ—

前 島 康 男\*

Neo-Liberalism society , school refusal and the Hikikomori problem  
—The history and theory of school refusal and Hikikomori and ways to overcome it—

MAEJIMA Yasuo\*

## Abstract

Today, there are several big problems such as bullying of children, school refusal, suicide and Hikikomori in Japan. This essay focuses on the problem of school refusal and Hikikomori.

At first, I will reveal historical background of it. Secondly, I will search these theory.

Finally, I will discover the way of settlement school refusal and Hikikomori.

キーワード：新自由主義、登校拒否、いじめ、ひきこもり

Keywords：neo-liberalism, school refusal, bullying, Hikikomori

## はじめに…本論文の課題と方法

子ども・若者の間の、いじめ、登校拒否<sup>1)</sup>、自死などが社会的な問題になり始めたのは、1980年代以降です。また、ひきこもりが問題になり始めたのは、1990年代に入ってからです。

本論文は、第一に、いじめと登校拒否問題がなぜ1980年代以降社会的な問題になってきたのか、あるいは、ひきこもりがなぜ、1990年代以降社会的な問題とになってきたのかを新自由主義権力と教育政策の関係で明らかにすること。第二に、これまでの、関連研究であまり論じられてこなかったいじめと登校拒否、及びひきこもり問題の三者の関係を明らかにすること、そして、第三に、第一および第二の課題と関わりながら、登校拒否およびひきこもり問題解決の道すじを明らかにすることを課題にしています。

以上の三つの理論的課題を1980年代以降の歴史を追い、同時に先行研究と諸調査を批判的に吟味しながら追究していきたいと思います。

## 第1章 1980年代以降の歴史を踏まえ、いじめ、登

## 校拒否およびひきこもり問題の関係を考える

ここでは、1980年代以降に焦点を当てて、いじめ、登校拒否およびひきこもり問題の関係を考えます。

### 1.1980年代——いじめ・登校拒否問題の顕在化

1980年代に入ると教育における能力主義的競争の激化（「開かれた競争」から「閉じられた競争」へ<sup>2)</sup>）の影響などにより、いじめおよび登校拒否が社会問題化します。

すなわち、いじめはいじめ自死が1985年に15件起こり一挙に社会問題化（第1の社会問題化<sup>3)</sup>）します。そして、当時の文部省（のちの文科省）は、慌てて1985年から、いじめの発生件数（のちに2009年からは認知件数と名称を変更）を調査し始めます。

また、登校拒否は、1970年代半ばから増え始め、1980年代以降増加します。

登校拒否の増加の背景については、文部省は、「本人の無気力」「いじめを除く友人関係」などがあるとしていましたが、私は、拙論でも指摘したように<sup>4)</sup>、いじめの影響が少なくないと考えています。この点は、ひきこもりに関する調査<sup>5)</sup>でもある程度実証されますし、この点にふれ

\*理工学部共通教育群教授 Professor, Division of Liberal Arts, Natural, Social and Health Sciences, School of Science and Engineering

た有力な研究も存在します6)。

なお、登校拒否の増加を受けて、文部省(当時)も対策を立てます。文部省の対策の内容の典型が、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—』です。この文章は、今から振り返ってもとてもひどい内容のものでしたが、その丁寧な批判は、拙論を参照して下さい7)。

## 2.1990年代—いじめの日常化と登校拒否の爆発的増加およびひきこもり問題の顕在化

1990年代には、第一に、1994年には、いじめ自死が9件、翌1995年には13件起こり、第二の社会問題化します。また、第二に、登校拒否が爆発的に増加します。そのような中で、文科省は、このような事態に対応するため、1992年に「学校不適応対策調査研究協力者会議」を設置し、1993年に「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくり目指して—」という報告書を提出します。この報告書は、1983年の見解を事実上撤回し、「登校拒否はどの子にも起こり得る」とし、「見守る」ことの重要性を謳います。また、対策として「適応指導教室」の充実をあげます。この報告書を出した主体の名称(学校不適応対策)や「適応指導教室」の名称が示しているように、文科省や協力者会議の姿勢は、学校の自明性を疑わずにひたすら登校拒否の子どもを「競争と管理の進む」学校に適応を迫るものでした。したがって、その後も登校拒否は増え続け、子どもや親は苦しみます。

さらに、第三に、高校中退も増え続けます。この背景には、のちに詳しくふれる新自由主義社会の進行の下での格差・貧困のもたらす影響もあったと考えられます(青砥、2009)。

また、第四に、大学中退者数も増加します。1990年約3万名から、2012年約8万名へと増加し続けます。

さらに、第五に、若年失業率が大幅に増加します。すなわち、15歳～19歳は、6.6%→12.8%へ、20歳～24歳は、3.7%→9.3%へと大幅に増加します。

また、この間フリーターという言葉に代表されるような、非正規労働者が急速に増加します。労働政策研究・研究機構が行なった「就業構造基本調査」の再集計では、フリーターの数は、1992年の100万人から2002年の250万人余りへとおよそ2.5倍に増えました(乾、2006)。

この背景には、ほぼ確実に、1995年の日経連の「新時代の『日本的経営』」が出され、企業が正社員=正規雇用を減らしていった影響があったものと考えられます。

以上の五つの要因が重なり、ひきこもり数が増え、徐々に社会的な問題になっていったと考えられます。

なお、この頃から、登校拒否の子どもの受け皿として、通信制高校やフリースクールが登場します。これらは、登校拒否・ひきこもり問題との関連では、一方で、受け皿としての役割を果たすとともに、他方で、問題の顕在化を覆い隠す役割も果たしたということ忘れてはならないでしょう(村澤、2017) 7)。

## 3.2000年代—いじめ、登校拒否が問題となり、ひきこもりに対する対策が出されるようになった時期

2000年代になり、いじめが第三および第四の社会問題化を迎え、「いじめ防止対策推進法」(2013年)も制定されます。また、登校拒否は、高止まりから増加の時代を迎え、やはり「教育機会確保法」(2016年)が制定されます。

そして、ひきこもりについては、様々な対策が行われ、同時に法=「子ども・若者育成支援推進法」(2010年)が制定されます。また、同時に、内閣府による3度のひきこもり調査が行われます(2010年、2016年、2019年)。

以上、問題はますます顕在化するとともに、対策も本格的になります。ここでは、2000年代を三つの時期に分けて検討します。

### (1) 2003年—いじめ、登校拒否、ひきこもり問題における画期の年

2000年に新潟県でひきこもる若者が少女を9年間監禁していた事件が明るみに出たり、佐賀でひきこもる若者がバスをハイジャックするなど3件の事件が起き、一挙にひきこもり問題が社会的な問題になります。

また、この時期、いじめおよびいじめ自死は多発し、引き続き社会的な問題になります。いじめは、特に、2006年には9件のいじめ自死が、翌年にも、やはり9件のいじめ自死があり、第三の社会問題化を迎えます。

また、登校拒否については、2003年に文科省の「不登校に関する調査研究協力者会議」より「今後の不登校への対応のあり方について」(報告)が出されます。

この報告書が出された背景には次のような3点の要因があったと考えられます。

第一、登校拒否児童生徒が、1990年代以降爆発的に急増し大きな社会的問題になったこと、また、第二に、「不登校経験者の実態調査」から見ると、「不登校経験者は、総じて進学率が低く(高等学校65%、大学等13%)就職率や高等学校中退率の割合が高い」といった傾向が示され

ている」（「報告」より）など、進路上の問題が課題となっていること。そして、第三に、ひきこもりが社会的問題となり、社団法人青少年健康センターによると（2000年1月実施）『ひきこもり』の相談件数のうち約40%が小中高等学校で不登校の経験を持つと言った結果が示され」（「報告」より）、ひきこもりと登校拒否の関連が指摘されるようになったことがあります。

この報告書は、1992年の報告書が、「不登校は誰にでも起こり得る」とし、そして、「見守る」ことを基本路線にしていたのに対して、「将来の社会的自立に向け」て「働きかける」という方向に転換します。

その後政府は、これまでと同様、登校拒否が発生してくる原因の究明やそれに基づく問題解決の政策及び対応抜きに、「数値目標」による登校拒否減らしに邁進し、登校拒否の子や親を苦しめます8）。

以下にふれますが、この年の様々な報告等を貫くキーワードは「自立」です。この、「自立」の持つ意味内容の批判的検討は、第3章で詳しく行います。

ひきこもり問題に関しては、政府のひきこもり施策の発の年であると考えられます。

内閣府、文科省、経産省、厚労省は、2003年に「若者自立・挑戦プラン」を出します。それによると、若者の雇用状況は、以下のようになっています。

ア. 若者の失業者数の増加：1992年42万人→2002年69万人。

イ. 高い失業率：1992年4.5%→2002年9.9%

ウ. フリーターの増加：1992年101万人→2000年193万人

エ. 無業者の増加：大卒：1992年5.7%→2002年21.7%（約12万人）、高卒：1992年4.7%→2002年10.5%（約14万人）

以上、フリーターが約200万人、失業者が約100万人いるということになります。

このような事実を踏まえ、政府は次々に以下のような施策を打ち出します。

まず、2004年に「ジョブカフェ」を、2005年には「若者自立支援塾」をつくり、そして、2006年から「地域若者サポートステーション」事業を始めます。

しかし、これらの施策は、第一に、基本的に自立＝就業を迫るものであり、ひきこもる若者に対しては、苦しみを与える施策でした。この点は、第3章でまた詳しくふれます。また、第二に、例えばイギリスなどと比べると、はる

かに不十分なものであり同時に一貫性にかけるものでした（乾、前島）。

村澤は、「2003年を境に、児童が学校に行かないことや、若者が働かないことを問題視する眼差しが強化されていき、社会化をせまる圧力が増長している」（村澤、2017、181～2頁）と述べています。

## （2）ひきこもり問題の節目の年になった2010年

登校拒否の高止まり、高校中退、大学中退、および就活不調と就職後離職の増加などによりひきこもりが増加する中で、上でふれたような施策がなされますが、ひきこもり問題に関していえば、2010年は、一つの節目になった年です。

この年、次の三つの施策が行われました。

第一に「子ども・若者育成支援法」が制定されました。また、第二に、内閣府が「ひきこもり」調査を行い、「ひきこもる若者」の人数を約70万人と発表しました。そして、第三に、厚労省による「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が発表され、「ひきこもり」の基本概念等が規定されました。

特に、この中で、内閣府の調査は、ある意味画期的です。15歳～39歳と年齢については、限定的ながら、ひきこもりの人数がおよそ70万も存在するということが国民に知らされ、衝撃を与えました。また、「ひきこもる若者」のうち、いじめを経験したものが42.4%、登校拒否を経験したものが23.7%存在したことは、私の仮説を証明する上でも重要な事実です。

すなわち、小中学校におけるいじめ→登校拒否→ひきこもりという流れが、ひきこもる若者の中で一定数存在し、その事実は無視できないということです。

また、ここでは、日常化し益々激化するいじめといじめ自死問題に対し、「いじめ防止対策推進法」が2013年に制定されたことにもふれておきたいと思います。この法律は、大変問題の多い次陥法です。その理由は、法制定後も、いじめ認知件数は増える一方なこと、あるいは、いじめ自死も一向に減らないことにも示されています。その点の詳しい検討は拙論を参照にしてください（前島、2018）。

## （3）登校拒否およびひきこもり支援の新たな変化の年—2016年以降

2016年以降は、登校拒否問題とひきこもり問題に関して、新たな変化が現れた年です。第一に、登校拒否問題に

ついていえば、多くの関係者の反対の中で、「登校拒否対策法」とでもいうべき「教育機会確保法」が、2016年に制定されます。この法律をめぐっては、2015年後半～2019年前半のおよそ4年間で、管見の限り90以上の論文等が公にされ激しい論争が起こります。この法律の問題点と論争の中身等については拙論を参照してください（前島、2017及び2019）。

また、第二に、内閣府の「若者の生活に関する調査報告書」が2016年に出されたことです。この調査では、「ひきこもる若者」の数は、約54万人と発表されました。この数は、前回調査と同様、39歳までの「ひきこもる若者」の数です。しかし、KHJやマスコミなどの調査で、40歳以上のひきこもる者の数が、多数いることが明らかになっている中で不十分性を抱えていました。

しかし、この調査でも前回調査同様、いじめを経験したものが36.7%、登校拒否を経験したものが30.6%存在しました。ここでも「ひきこもる若者」には、小中学校でのいじめ→登校拒否→ひきこもりという流れが一定数存在することが再び明らかになりました。この点は、村澤も臨床経験を含む研究によって、実証しています（村澤、2017）。

さらに、第三に、社会的な批判と要請の中で、ようやく内閣府は、40歳～64歳に「ひきこもる人」に対する調査を2019年に行い、その数61.3万人と発表しました。2016年の39歳以下の「ひきこもる若者」の数が、54万人でしたので、40歳～64歳の「ひきこもる人」61.3万人と合わせると、合計で、115万人以上ひきこもりが存在することになります。

この調査では、小中高校でのいじめ体験を問う項目はありませんが、小中高校で登校拒否を経験した割合は、合計8.5%です。また、35歳以上での無職が53.2%、ニートを経験が21.3%、初めて就職してから1年以内に離職・転職したが、10.6%存在します。また、「ひきこもり状態になったきっかけは何ですか。（○はいくつでも）」という質問に対しては、以下のような数が確認できます（47人中）。

退職した（17人）、人間関係がうまくいかなかった（10人）、病気（10人）、職場になじめなかった（9人）、就職活動がうまくいかなかった（3人）、小中高校での不登校（計4人）など。

ここからは、40歳～64歳のひきこもる人は、就職後の離職が、ひきこもりの大きな原因となっていることが伺われます。

ここからは、39歳以下のいじめ→登校拒否→ひきこも

りというルートとは、異なったひきこもりルートが存在するようにも見えます。しかし、小中学校でのいじめやその結果としての登校拒否により、傷つけられた自尊心がその後も癒されず、それを引きずったまま就職し、就職先での働く環境（過労死、過労自殺が社会的問題となるブラックな職場環境）が、さらに自尊心を傷つけひきこもらざるを得なかったのではないかと私は予想します。

この点の検討は、第3章で詳しく行います。

また、2019年には、2000年と同様、ひきこもりをめぐる事件が二つ連続して発生し、社会的注目と論議を呼びます（小田桐、2019）。

## 第2章 新自由主義権力および教育政策と登校拒否・ひきこもり問題

ここでは、私は、第1章でふれたいじめ、登校拒否、自死およびひきこもりなどの問題発生の原因を1990年台半ば以降の日本の新自由主義的権力および新自由主義的教育政策の進行に求め構造的に明らかにします。

1980年代以降は、久富の整理によると教育における競争についていえば、「開かれた競争」（1960年前後～1970年代半ば）から「閉じられた競争」（1970年代半ば～1990年代初頭）へ、そして、その後「階層化された競争」（1990年代半ば～今日）へと移行してきました（久富、2014）。また、学校における管理も校則・体罰に顕著なようにますます強まってきました。すなわち、学校教育における「競争と管理」はますます強まってきたと考えられます。

以下、その背景を探るとともに、そのことといじめ、登校拒否およびひきこもりの増加の関係についても明らかにします。

### 1. 新自由主義的権力と教育政策

(1) 「規律権力」と教育（＝新保守主義、新国家主義と教育）

「規律権力」とは、学校、病院、刑務所、軍隊などを通じ、権力の望む価値観・思想、及び規範意識、身体の所作等を頭と身体に深く刻ませる権力のことです。

今日の、教育政策と教育の状況における、道徳の「教科化」、「歴史修正主義」及び、学校スタンダード、ゼロ・トレランス、「ブラック校則」、日の丸・君が代の強制、体罰の問題等を「規律権力」（フーコー9）等に学び深く捉えることが重要です。

フーコーは、その著『監獄の誕生』で、学校にも「規律

＝訓練」が及ぶ状況を見事に描いています。

## (2) 「環境介入権力」と教育

「環境介入権力」とは、新自由主義時代になり、自然には競争が起きにくくなったことを背景に、社会環境に介入し、競争を激化させ、市場化をすすめる権力のことです。具体的には、後ほど触れますが、1995年の日経連の「新時代の『日本的経営』」に顕著なように、労働者を3分割し、相互に不安をあおるとともに「正社員」の道を獲得するために競争を激化させる権力作用のことで、

新自由主義のもとにおける競争激化、市場化の背景及び原因を、やはりフーコー等に学び深く捉えることが重要です(フーコー、2008、佐藤、2009、佐貫、2019、竹内、2016)。

学校の「複線化」の動き、社会と学校における競争激化の動き(全国一斉学力テスト、高校及び大学入試をめぐる競争激化)、教育の市場化の動き、履修主義から修得主義の動きなどの背景及び原因が深くつかめるでしょう。

### (3) (1) と (2) の関係について

今日の社会＝教育情勢を捉える場合は、(2)の「環境介入権力」が主導的側面で、(1)の「規律権力」が補完的側面だと言うこときちんと抑える必要があります。

竹内氏は、この点に関わって次のように述べます。

「新教基法の『教育目標』は新旧ない混じりの保守主義的なものであったが、その後の『教育改革』の展開の中で、後述するように、新自由主義的なものに変化している。それにもかかわらず、『教育改革』が依然として新旧ない混じりの保守的なものとして捉えられている。そのために、実践と運動の停滞が生じているのではないか。」(竹内、2016)。

また、上の、「規律権力」と「環境介入権力」については、次の佐藤嘉幸の説明がわかりやすいでしょう。

「新自由主義的統治とは、古典的自由主義に見られるような自由放任に基づく統治ではなく、社会体に積極的に介入してその全局面を市場化し、それを競争で満たすような統治である。つまり、それは自由放任に依拠する統治ではなく、社会体への競争原理の構築に依拠する統治なのである。私たちは、新自由主義的統治が用いるそのような統治方法を、環境介入権力と名づけた。環境介入権力とは、各個人の身体への働きかけを通じて規律を内面化させるような規律権力とは異なり、むしろ環境への介入を通じて各個人を統治し、彼らに競争原理を内面化させるような統治方法である。私たちは、新自由主義的統治における環境への介入を、社会的リスク管理、社会体の全面的な市場化という

二つの戦略において捉えてきた。」(佐藤、2007、109頁)

## 2. 新自由主義的権力の教育政策の歴史

### (1) 経済界の教育政策の歴史

経済界の教育政策の歴史を見る上で、あるいは、1990年代半ば以降の「階層化された競争」の背景を理解する上では、1995年の日経連「新時代の『日本的経営』」が極めて重要でしょう

「新時代の『日本的経営』」では、「年功定期昇給を見直し、職能・業績を重視した職能昇給を志向するとともに、従来の定期昇給、ベースアップによる賃金決定を再検討すべき時期に来ている」とし、労働者を三種類に分け差別化しました。私は、当時これが現実のものになると大変な社会になると相当な危機感を持ちましたが、現在、非正規4割に見られるように現実のものになっています。

「これからは、職能・業績をベースに、職務内容や職務階層に応じた複線型賃金管理を導入するとともに、現在の昇給カーブについても見直しを求められている。そのためには、ある一定資格以上は、より成果・業績によって格差が拡大する、いわばラッパ型の賃金管理を思考すべきである。」と述べています。

これ以降、経済界は、学校制度の複線化、バウチャー制度の導入、エンプロイアビリティの強調(『生徒指導提要』の掲げる「自己指導能力」など、自分から進んで企業家になる能力の育成)や教育の市場化などを掲げます。この見解の延長線上に「教育機会確保法」および「馳試算」があります(前島、2019)。

### (2) 文科省の教育政策

文科省は、第1章でふれたような教育政策を実施しますが、それは全て問題発生の原因究明抜きの弥縫策にとどまっています。したがって、登校拒否やひきこもり問題始めじめ、自死、「荒れ」の問題も一向に解決の兆しは見えません。

ここでは、簡単に文科省の二つの政策についてふれておきたいと思います。

その一は、文科省が、実に29年ぶりに2010年に『生徒進路指導提要』を改定したことです。この文書のキーワードは「自己指導能力」です。上でふれたように権力および経済界は、これまでのように上から言ったことにただ従う「人材」ではなく、自ら進んで権力や経済界のことをおこなう「人材」すなわち「エンプロイアビリティ」を

持った「人材」を求めています。

その具体化が、「自己指導能力」を持った「人材」です（前島、2019）。

その二は、「教育機会確保法」と「馳試案」です。「馳試案」は、登校拒否の解決を直接の契機としながら、学校の複線化、教育の市場化、バウチャー制度の導入、履修主義から修得主義への移行などをねらった危険なものです（前島、2019）。

（3）子どもと学校における問題状況の広がり背景にあるもの

子どもと学校における問題状況の広がり背後にあるものは何でしょうか。この度の国連子どもの権利委員会の最終所見を手掛かりに考えてみます。

それは、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境」の問題です。この問題について、「第4・5回最終所見」では、「社会の競争的な性格により子ども時代と発達に害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」（パラ、20(a)）という点と、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」（パラ、39(b)）という点が強調されています。

子ども権利委員会第3回所見は、「わが国の高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子ども間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自死の原因となることを懸念する」（2010年6月）と述べていました。

それが、「第4・5回最終所見」では、「あまりに競争主義的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放すること」となり、「競争主義的な制度」の度合いが、最高級なものになりました。

この点をどう考えたら良いでしょうか。

子どもの利条約市民・NGO 報告書をつくる会（代表：堀尾輝久氏）の国連子どもの権利委員会への統一報告書『日本における子ども期の貧困化—新自由主義と新国家主義の下で—』（2018年3月）では、いじめや登校拒否の背後にあるストレス及びプレッシャーについて次の様に述べています。

「つくる会は、過去3度にわたって代替的報告書を国連に提出し、子どもに加えられているプレッシャーの程度を測る指標としていじめ、不登校、校内暴力、及び自殺の4つを用いてきた。いじめはプレッシャーの転嫁を、不登校は

プレッシャーの忌避を、校内暴力はプレッシャーへの攻撃を、そして自殺はプレッシャーを感じる自分の破壊を意味しているからである。これら4つの現象が公教育から与えられるプレッシャーを原因としていることについては日本社会において異論が提起されたことはない。」

以上から、第1章でふれたいじめ、登校拒否、ひきこもり、自死、および校内暴力（「荒れ」）等の増加の真の原因がつかめるでしょう。

### 第3章 登校拒否およびひきこもり問題解決の道筋

本章では、第2章の分析を受け登校拒否およびひきこもり問題解決の道筋について論じたいと思います。その際、まず、社会的な面について論じ、ついで制度的な面について、さらに、登校拒否およびひきこもり当事者の回復の面に視点を当てて論じたいと思います。

#### 1. 社会的な側面—新自由主義社会をどう変えるか

社会学者石川は、ひきこもり問題の解決に即して次のように述べています。

「ひきこもっている人々を社会に『適合』させるのではなく、私たち全ての生を充実させてくれるような社会を構想していくことが、進むべき方向ではないだろうか。」

そして、そのためには、「まずは当事者の経験を理解することことで、“かれら”と“私たち”が共有するものを見出し、そのうえで『ひきこもり』を排除する社会の構造や、価値規範を徐々に見直すことから始めるしかない。」（石川、2007、244頁）

ここでは、石川の指摘にも学びながら、今日の新自由主義社会のどのような点を見直し、同時にどのような社会を構想していくのかについて論じたいと思います。

第2章でふれたように、1990年代半ば以降、日本は新自由主義社会の矛盾が社会中に広がってきました。それは、次の五つの側面で捉えられると思います。

第一、便利・効率・スピードを原理とする社会生活が進み、地球環境問題（地球の温暖化、プラスチックごみ問題など）などの諸問題が引き起こされたこと。第二に、格差・貧困が進み、富の偏在や貧困問題が進行したこと、そして、第三に、「競争と管理」の社会制度や教育制度が進行するとともに、同時に「排除型社会」が進み、教育においては、いじめ、登校拒否、自死などの多発を生み、社会においてはひきこもりの増加を招いたこと。さらに、第四に、社会の水位が低下したことにより、いわば社会に“溜”がなくなり（村澤、2017、湯浅、2008）、そのことがひきこもり

や「発達障がい」の増加を生んでいること。最後に、近年の内閣府や経産省などの提言に見られるように「Society 5.0」の名の下に、教育等の市場化・民営化がより一層進められようとしていること。

このような、新自由主義社会を変えるには、まず、政治のあり方を変えなければなりません。しかし、同時に、そのためには、私たちは、どのような社会をイメージするかという“対案”を持たなければ説得力がありません。

この“対案”について、私は、ひとまず見田宗介の著書（見田、2018）に学び提示したいと思います。

見田は、新しい社会像へ至る公準として、第一に、positive、肯定的であること。第二に、diverse、多様であること。そして、第三に、consummately、現在を楽しむ、ということ、をあげています（見田、2018、153～154頁）。

そして、このような三つの公準を「統合し、具体化したイメージの一つを提起するならば、＜胚芽をつくる＞ということである。新しい世界の胚芽となるすてきな集団、すてきな関係のネットワークを、さまざまな場所で、さまざまな仕方で、いたるところに発芽させ、増殖し、ゆるやかに連合する、ということである。」

私は、このような胚芽は現在日本の至る所に存在していると思います。教育の分野では、登校拒否およびひきこもりについては、「親の会」や「居場所」、貧困な子どもの問題については、学習支援の大きな広がり、あるいは、「子ども食堂」の爆発的な広がりなど、政治の分野では、「市民と野党の共闘」の大きな広がりなどがあります。

同時に、以上の胚芽がそれぞれネットワークを豊かに形成していることが重要です。

## 2.登校拒否およびひきこもり問題解決の道すじ—制度面について

(1) 登校拒否およびひきこもり問題の原因にメスを入れ、根本的な解決を目指す

これまで、政府・文科省は、急増する登校拒否の児童生徒に伴う問題の深まりに対し、第一に、常に後追的に、SCやSSWの設置など弥縫策に止まるか、「教育支援シート」の設定や「教育支援センター」の設置など登校拒否の児童生徒の学校復帰を迫り、さらに管理する投網をかける対策を行ってきました。

また、第二に、「教育機会確保法」や「馳試案」に見られるように、登校拒否問題を悪用し、積年の政策課題を実現しようとしてきました。

そこには、登校拒否の児童生徒とその親に寄り添うという姿勢はほとんど見られません。また、登校拒否が多発する原因を究明するという姿勢はほとんど皆無です。

なぜそのような姿勢が生まれるかという、登校拒否が多発する原因に迫ると、自らのこれまでと今日の教育政策が厳しく問われかねないからです。

このような意味で、私たちは登校拒否の発生の根本的原因に迫りつつ、その原因の除去に努力する必要があります。

また、ひきこもり問題についても問題発生の原因にはメスを入れずに、「地域若者サポートステーション」に典型的なように、ひきこもりの若者の自立＝就労として位置付け、しかも、その財政支援は「数値目標」で迫るという構図であり、二重の意味で問題を含んだものでした。

### (2) 「競争と管理」が進む学校をどう変えるか

「いじめ防止対策推進法」(2013年)の制定に次いで、「教育機会確保法」(2016年)が制定されたのは、いじめ問題と同様に、登校拒否問題も法で対応しなければならぬほど、問題が顕在化してきたからです。

しかし、「いじめ防対法」も「教育機会確保法」も問題発生の原因にメスを入れないその場しのぎの一次的なものです。それでは、いじめも登校拒否もはたまた、子どもの校内暴力や自死も増えこそすれ決して減少せず、問題の解決には向かわないと思います。

第1章でふれた今日の学校において、ストレスを生む原因の中心である学力テスト上位を目指す競争は、全国で益々激化しています。そして、その結果、子どもたちを苦しめ、教師も苦しめています。

このような、学力テスト体制から、子どもや教師たちを解放するためにも、一刻も早く「全国一斉学力テスト」をまず廃止し、10年に一度の抽出テストにする必要があります。

また、今やOECD諸国でも稀になった高校入試も廃止する必要があるのでしょう。

### (3) 登校拒否およびひきこもりの「親の会」と「居場所」づくりの実践及び運動をさらに発展させる

登校拒否の「親の会」は、1980年代半ば以降発足し発展してきました。「親の会」の代表的な全国組織である「登校拒否・不登校問題全国連絡会」(略称：全国連)は、結成以来20年以上が経過しています。また、「全国連」に参加しない「親の会」も含め、全国には何百もの「親の会」

が存在します。この「親の会」の実践をさらに発展させること。あるいは、現在、全国各地で進められている「居場所」づくりの実践を深めつつ交流しながら、さらに発展させることも大切な課題の一つです。

(4)「登校拒否の子どもの生存と発達の回復に関する基本法」と「ひきこもり支援法」の制定を

この点は、世取山氏の指摘に学ぶ必要があります。世取山氏は、「教育機会確保法」の登校拒否対策の部分性を克服し、登校拒否の子ども要求に全面的に応答するために「登校拒否の子どもの生存と発達の回復に関する基本法」の制定を呼びかけています(世取山、2018)。

また、村澤は、「ひきこもり支援法」の制定を呼びかけています(村澤、2017)。

### 3.登校拒否およびひきこもりの当事者の問題と関わって

最後に、登校拒否およびひきこもり当事者と関わって何点か指摘しておきたいと思います。

今日、登校拒否およびひきこもり当事者を支援する実践や運動において大きく行って二つの流れが存在すると思っています。

一つは、ひきこもりの「サポステ」に顕著ですが、どちらかという政策側の「自立」＝「就労」という枠に足をすくわれて、ひきこもり者の「就労」を自己目的とする考えです。これは、登校拒否における「馳試案」とそれに同調する奥地圭子らに見られるように、「個別学習計画」に基づき、「ゆっくり休む」ことより、学習を優先する立場と似ています。

このような流れに対し、村澤は次のように批判します。「ひきこもる若者たちは、『いじめ被害』や『不登校』などによって思春期の友人関係を奪われ、またその後も傷つけられることを恐れるために友人を得ることができないまま生きてきた。このような若者たちに、コミュニケーション能力の向上を強い、社会適応を強制することは、基礎体力のない人に『気力で頑張れ』と強いるようなものである」(村澤、2017、203頁)。

また、同様に、石川も次のように批判します。「ひきこもっている人々を<社会参加>させるべく強制的に介入するような支援は、彼/彼女らを矯正の対象とすることによって、『ひきこもり』を排除することを迫る社会のあり方を温存させることにつながる」(石川、2007、244頁)。

私は、第1章で、ひきこもりをいじめ→登校拒否→ひきこもりという図式でとらえました。村澤も長年の参与観察などで私と同様のとらえ方をしています。

また、高垣は、ひきこもり概念を『『ひきこもり』はまさに(思春期の…引用者)『第二の誕生』に失敗し、途方にくれた状態なのだというわけです。』(高垣、2015)と捉えていましたが、このとらえ方は、私の、図式と重なっています。

そうすると、当事者に対する支援の課題は、登校拒否やひきこもる若者等に学校化や社会化を迫るという支援観を転換し、まずは、思春期および青年期の発達課題をゆっくりと達成するということを重視する支援観に転換する必要があります。

思春期の発達課題の遂行については、心理学の分野では、「チャムグループ」での仲間づくり、青年期では「ピアグループ」での仲間づくりが重要であることは一般的に言われています。

この点、石川および村澤の研究などでも、当事者の「居場所」や「ピアグループ」における活動が重要であることが実証されています(石川、2007、村澤、2017)。

「居場所」等での仲間との付き合いの中で、登校拒否およびひきこもる若者たちは、「役に立つ」あるいは「学校や社会に適応する」という価値観(＝人材観)から解放され、「自分が自分であって大丈夫」「自分のありのままを丸ごと肯定する感覚」すなわち、「自己肯定感」(高垣、2004、2008、および2015など)を育てていくのではないのでしょうか。そして、同世代の仲間の中で、新しい自分を創り出す確かな一歩を踏み出すのではないのでしょうか。

### おわりに…まとめと今後の理論的課題

登校拒否とひきこもり問題及び今日の、子ども・若者を苦しめている、「競争と管理」の教育と「格差・貧困」及び「生存競争と自己責任」の社会状況が、日本の新自由主義社会の進行との関連で現れていることが明らかになったことと思います。

また、同時にその新自由主義社会の諸問題を取り押さえ、変える視点や展望もある程度は示せたと思います。

今後は、研究者等の交流を深めつつ、特に子ども・若者が、その展望を切り開く主体にどうしたらなるか、あるいは、そのために教育学はどう貢献できるかなどを追究していきたいと思います(中西、2019。佐貫、2019、竹内、2016)。

<註>

- 註1. 高垣忠一郎は、常々「不登校」ではなく「登校拒否」という言葉を使用している。それは、次のような意味です。「確かに子どもは学校に行こう、行かねばならないと頭で思っている。でも心や体が拒否している。ならば『拒否』という言葉を使ってやらなければならない。『不登校』は学校に行っていない状態を指すだけの毒にも薬にもならない中立的な言葉だ。だが、『登校拒否』という言葉には子どもが『なぜ、何を』拒否しているのかを問う力がある。だから、この言葉をあえて使い続けているのです。」(高垣、「登校拒否の子どもから見える『包摂と排除』の問題」、日本臨床教育学学会『臨床教育学研究』第6巻、2018)
- 註2. 久富善之(2014)「教育の社会性と実践性を追求して」、教育科学研究会編『戦後日本の教育と教育学』、かもがわ出版
- 註3. 前島康男(2015)『大学教育と「絵本の世界」(中巻)―憲法・戦争・教育改革、3.11 東日本大震災と子ども・教育、いじめ問題を考える―』(創風社)
- 註4. 註3と同じ。
- 註5. 内閣府(2010 及び 2016)『若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査) 報告書』
- 註6. 村澤和多里(2017)『「ひきこもり」についての理解と支援の新たな枠組みをめぐる：心理・社会的な視点からの探求』、北海道大学博士論文
- 註7. 前島康男(2017)「登校拒否・不登校問題と教育機会確保法―私たちにできることは何か―」、全国登校拒否・不登校問題研究会『登校拒否・不登校問題のこれからを考えよう』、生活ジャーナル
- 註8. 高田美恵子、教育科学研究会『教育』NO. 772
- 註9. ミシェル・フーコー(1975)『監獄の誕生―監視と処罰―』新潮社。同、(1978)『生政治の誕生』筑摩書房

<引用および参考文献>

- 前島康男(2016)『「安倍教育再生」と不登校・フリースクール問題』『経済』252、新日本出版社
- 前島康男(2016)「登校拒否・不登校問題と教育機会確保法案」『人間と教育』91、旬報社
- 前島康男(2018)「教育機会確保法成立その後―3年後見直しを見据えた理論的・実践的課題―」全国登校拒否・不登校問題研究会『登校拒否・不登校問題のこれからを考えよう』生活ジャーナル
- 前島康男(2019)「現代日本における登校拒否・不登校問題―いくつかの重要な論点について―」『ACADEMIA』一般社団法人全国学士会

- 前島康男(2017)「ひきこもる人とともに歩む(その1)(その2)―ひきこもり問題の歴史・現状と克服の道すじ―」東京電機大学総合文化研究 第15号
- 前島康男(2019)「いじめ防止対策推進法体制の批判的検討」日本教育法学会年報 第48号
- 前島康男(2003)『増補・いじめ―その本質と克服の道すじ―』創風社
- 村澤和多里(2017)『「ひきこもり」についての理解と支援の新たな枠組みをめぐる：心理・社会的な視点からの探求』北海道大学博士論文
- 石川良子(2007)『ひきこもりの<ゴール>―「就労」でもなく「対人関係」でもなく―』青弓社
- 荻野達史他(2008)『「ひきこもり」への社会的アプローチ―メディア・当事者・支援活動―』ミネルヴァ書房
- 湯浅誠(2008)『反貧困―「すべり台社会」からの脱出―』岩波書店
- 乾 彰夫(2006)『不安定を生きる若者たち』大月書店
- 青砥 恭(2009)『ドキュメント高校中退』ちくま書房
- 小田桐誠(2019)『「ひきこもり」報道への注文』『放送レポート』N0280
- 高垣忠一郎(2015)『生きづらい時代と自己肯定感―自分が自分であって大丈夫―』新日本出版社
- 高垣忠一郎他(2015)『ひきこもる人と歩む』新日本出版社
- 藤里町社会福祉協議会他『ひきこもり町おこしに発つ』秋田魁報社
- 若者支援全国協同連絡会編(2016)『「若者支援」のこれまでとこれから』かもがわ出版
- 全国登校拒否・不登校問題研究会編(2017)『登校拒否・不登校問題資料集』創風社
- 全国登校拒否・不登校問題研究会(2017)『登校拒否・不登校問題のこれからを考えよう』(その1)生活ジャーナル
- 同、(2018)同(その2)生活ジャーナル
- 内閣府(2010)「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査) 報告書」
- 内閣府(2016)「若者の生活に関する調査報告書」
- 内閣府(2019)「生活状況に関する調査報告書」
- 佐藤嘉幸(2009)『新自由主義と権力―フーコーから現在性の哲学へ―』人文書院
- 見田宗介(2018)『現代社会はどこに向かうか―高原の見晴らしを切り開くこと―』岩波新書
- 佐貫浩(2019)『学力・人格と教育実践―変革的な主体性をはぐくむ―』大月書店
- 中西新太郎(2019)『若者は社会を変えられるか?』かもがわ出版
- 竹内常一(2016)『新・生活指導の理論―ケアと自治/学びと参加―』高文研